

# 英国財務開示制度の新たな潮流 — OFR報告基準の枠組み —

深 谷 和 広

## 目 次

- はじめに
- 1. OFR法制化への背景
- 2. OFRの法的枠組み
- 3. OFR報告基準の概要
- おわりに

## はじめに

米国のエンロン事件やカネボウの巨額粉飾事件に代表されるように、上場企業における不正会計事件が契機となってコーポレート・ガバナンスに関する議論が日常的に行われるようになってきた。コーポレート・ガバナンスの問題は、会社の経営体制、取締役の責任、株主の役割、情報開示、内部統制システムなどの諸分野にわたる幅広い問題である。

英国では1990年代からコーポレート・ガバナンスの議論が活発に行われ、その議論の過程において情報開示の拡張としてOFR (Operating and Financial Review) の作成が提唱されることになった。OFRは年次報告書に含まれる記述型の情報であり、取締役の判断による将来予測指向の事業分析情報である。OFRの目的は株主に事業戦略やその戦略の成功可能性などを査定できる情報を提供することにある。これは米国およびカナダで実施されている「財務および経

営成績に関する経営陣の討議と分析 (Management Discussion & Analysis : MD & A)」の情報内容に相当するものである。

英国会計基準審議会 (Accounting Reporting Standard Board: A S B) は1993年7月に意見書「OFR」を公表した<sup>1)</sup>。この意見書は強制基準ではなかったが、2003年に発表された Deloitte& Toucheの調査報告によれば、上場企業においてOFRの作成は確立された実務慣行となつたことが明らかになつた<sup>2)</sup>。しかしながら、OFRの内容に関する質の問題が存在し、比較可能性の観点から法的規制による内容の標準化を期待する状況が生じてきた。2005年3月には OFRの作成を上場会社に強制する「OFR規則 (SI 2005/1011)」<sup>3)</sup>を制定し、これに対応し A S Bは2005年5月報告基準「OFR」を公表した<sup>4)</sup>。これは法的規制による年次報告書の記述型情報の拡張を意味するものである。

本稿では、どのような背景のもとで英国で OFRが登場し、当時の実務慣行を踏まえてどのような法制化の道を歩んできたのか？またOFRの作成義務はどのような法的規制を受けているのか？最後に、法的規制を前提とした報告基準「OFR」がどのようなOFRを提案しているのか？このような視点から英国におけるOFRの現状を検討することにしたい。

## 1. OFR法制化への背景

まず、OFR法制化の背景となる諸状況を簡単に整理することにしたい。以下では、コーポレート・ガバナンスの議論からOFRが提案され、現代的会社法の検討過程をへて、OFRが法制化される道筋を概観する。

### (1) 「コーポレート・ガバナンスの財務的側面に関する委員会報告書」

英国では1990年代から本格的なコーポレート・ガバナンスの議論が進められてきた。英国ではコーポレート・ガバナンスを法的規制による方法ではなく、企業の自主性を重視するガイダンス方式がこれまで採用されてきた。1992年に公表された「コーポレート・ガバナンスの財務的側面に関する委員会報告書（キャドバリー報告書）」は、英国のコーポレート・ガバナンスの方向性を示すものであった<sup>5)</sup>。

キャドバリー報告書は、大型倒産事件や経営者の法律違反などにみられる財務報告と監査上の諸問題を解決するために、取締役会のアカウンタビリティーを保証できるガバナンス機構の設定に求めていた。この報告書では、取締役会がスチュワードシップを達成するためにディスクロージャーの内容拡張を勧告し、並びに内部統制プロセスの整備と監査体制の強化を取締役会の責任領域に関連づけた。また、この報告書は、コンセンサスの得られた実務慣行を「最善慣行規範（Code of Best Practice）」として集約し、この遵守をロンドン証券取引所の上場企業に求めた。

キャドバリー報告書は、財務報告及び監査制度の問題を中心的課題と認識し、取締役の株主への責任として株主へのニーズに合致する情報提供の必要性を勧告するものであった。「株主（およびその他の利用者）が報告書および計算書類に求めるものは、会社の業績および将来の

見通しについての数字に裏づけられた一貫性のある固有の説明である。当委員会は、取締役会が会社の状況について、バランスの取れた理解できる評価を示す義務について特別な注意を払うべきであると勧告する。バランスとは失敗が成功と同様に取り扱われることを求めるものであり、報告書が容易に理解できる必要性とは記述が数字と同様に重要であることを強調するものである（4.50）。」これはまさに年次報告書に将来指向のOFRを意味する開示内容拡張への方針転換を求めるものである。この勧告から現在のOFRによる開示内容の拡張路線が展開されることになった。

このキャドバリー委員会の勧告を受けて、1993年7月にASBは意見書「OFR」を公表した。これは開示内容の枠組みを提供することで現在ある最善慣行の基礎を設定したものであった。これは取締役が業績と財務状況の根拠をなす主要な諸要因を討議することを可能にする枠組みを提供するものであった。ここではOFRは将来予測ではないが、将来を評価する上で目的適合性のある当該年度の観点を描写すべきことを明らかにした。これは利用者が会社への投資を意思決定する上でより首尾一貫性のある資料を提供することを意味する。これは強制力はある会計基準ではなく、任意に準拠すべき最善慣行に関する意見書であった。

キャドバリー報告書は法的強制力を持つものではなかったが、ロンドン証券取引所の上場維持規定において遵守すべき「最善慣行規範」と位置づけ、これを遵守しない場合にその理由を述べるように求めた。この結果、上場会社を中心に確立された実務慣行となって普及した。

### (2) 法改正作業の進展

この動きと同時並行して、貿易産業省（Department of Trade and Industry：以下

DTI) は会社法に関する法改正の作業を進めてきた。1998年からは政府が設置した会社法再検討委員会 (Company Law Review)において検討が進められ、その成果は随時「諮問文書」において公表されている。

1998年3月「競争力ある経済に向けた現代的会社法」<sup>6)</sup>では、全面改正を必要とする制度的背景を述べた上、現代的会社法の問題点を指摘した。また、1999年2月「競争力ある経済に向けた現代的会社法：戦略的枠組み」<sup>7)</sup>では、会社法の全面的改正作業の枠組みとその方向性を提供した。2000年3月「競争力ある経済に向けた現代的会社法：枠組みの開発」<sup>8)</sup>において法律改正作業の第二段階へと歩みが進められた。ここではコーポレート・ガバナンスの諸問題に

対応する基本構想を提案した。この段階において一定規模以上の会社に対してOFRの作成を法的に強制する提案がなされた (5.79-5.105)。2000年11月「競争力ある経済に向けた現代的会社法：構造の完成」<sup>9)</sup>を公表した。この諮問文書ではこれまでの意見を踏まえてOFRへの論点整理が行われた (3.32-3.42)。2001年7月これまでの諮問文書の最終版として「競争力ある経済に向けた現代的会社法：最終報告書」がとりまとめられた<sup>10)</sup>。この最終報告では、表1のように、売上高、総資産、従業員数を基準として一定規模以上の公開会社および閉鎖会社にOFRの開示を義務づける提案が行なわれた。なお、この基準では公開会社には高く、また閉鎖会社には低く設定された (8.29-8.71)。

表1 OFR開示規則の適用基準

	公開会社	閉鎖会社
売上高基準	5,000万ポンド超	5億ポンド超
総資産基準	2,500万ポンド超	2億5千ポンド超
従業員基準	500人超	5,000人超

最終版の提案を受けて、英国政府は2002年7月「会社の現代化」全2巻の白書を公表した<sup>11)</sup>。これは法案作成を目的とするものであり、最終報告書の内容をほぼ踏襲するものであった。第2巻には会社法の改正条文案が収録された。「会社の現代化」ではOFRの作成義務は最終報告書と同じものであった。

### (3) OFR法制化への過程

2003年6月EU理事会はEU会計現代化指令<sup>12)</sup>の公表によって、OFRの法制化の作業は新たな展開を示すことになった。この指令によって2005年から上場会社の連結財務諸表に国際会計基準の適用を義務付けるため、国際会計基準

とEU第4号指令およびEU第7号指令との調整を行なう必要が生じ、EU会計指令を現代化するために採択されたものである。これに伴って、2005年1月1日から開始する会社の会計期間から大中規模（小規模を除く）会社について、OFRに関わる開示内容を義務付されることになった。「会社事業の進展と業績のバランスの取れた包括的分析を理解する上で必要な範囲で、この分析に特定の事業にとって目的適合性のある財務と、適切であれば、非財務の重要な業績指標の両方を含むべきであり、これらには環境と従業員に関する情報を含む（第46条第1項(b)）。」のことによりOFRの適用開始を2005年1月1日までとする制約を受けることになっ

た。2003年7月政府は法定OFRに関する提案を現行会社法に第二次規則（secondary legislation）によって実施する意向を表明し、2004年5月DTI諮詢文書「OFRと取締役報告書に関する規則草案」において規則実施に関する詳細な提案を発表した<sup>13)</sup>。この諮詢文書ではOFRとEU指令の規定には重複する部分があつたので、諮詢文書の政府提案はEU指令との間の調整を行つた。その結果、OFRを作成する上場企業は、別途EU指令で規定する取締役報告書での報告を行う必要はなくなつた。英国政府は2005年3月上場会社に2005年4月1日以降に開始する会計年度からOFRの作成を要求する「1985年会社法（OFR及び取締役報告書等）2005年規則（SI 2005/1011）（以下OFR規則）」<sup>14)</sup>を設定し、2005年5月ASBはこの規則を遵守する基準として報告基準第1号「OFR」を公表した。

## 2. OFRの法的枠組み

以上のような背景の下にOFR規則は2005年3月に制定された。この規則は2005年4月1日以降に始まる会計期間について上場会社に対してOFRの作成を強制している。ここではOFR規則におけるOFRの作成に関する部分のみを整理することにしたい。

### （1）OFRの作成義務、目的と内容

OFR規則第8条（OFRの作成義務）は2005年4月1日以降に開始する会計年度から上場会社の取締役にOFRの作成を義務づける第234AA条を挿入し、OFR規定第9条においてOFRの目的および内容を定めるため1985年会社法第7ZA付則を挿入している。

#### 「第234AA条 OFR作成の義務

（1）上場会社の取締役は会計年度ごとにOFR

を作成しなければならない。

- （2）このOFRは第7ZA付則（OFRの目的とその内容）を遵守しなければならない。この開示が取締役の意見では会社の利害に深刻な損害となる場合、この付則は進展の妨害となるものまたは交渉過程にある諸事項などの情報開示を要求するものではない。
- （3）（a）会社が親会社である場合（b）会社の取締役がグループ計算書類を作成する場合の会計年度については、第7ZA付則に規定される範囲内で、連結に含まれる会社とその子企業との関係において、OFRは連結されたレビュー（“グループOFR”）であらねばならない。
- （4）グループOFRは、適切であれば、全体として連結財務諸表に含められる親会社と子企業にとって重要な諸事項を強調することができる。
- （5）OFRがこのレビューの作成と内容に関するこの部の諸規定を遵守しない場合
  - （a）遵守しないか、遵守するか否かについて意に介さない全ての取締役、又は、
  - （b）当該規定の遵守を確保するために全ての合理的な諸段階を踏まない全ての取締役、これら全ての取締役は有罪となり罰金の責任を負う。」

### 〈OFRの目的〉

第7ZA付則第1条ではまずOFRの目的を以下のように規定する。

「第1条 OFRは、以下の項目について事業規模とその多様性に合致するバランスの取れた包括的分析であらねばならない。

- （a）会計年度中の会社の事業に関する進展と業績
- （b）会計年度末における会社の状況

- (c) 会計年度中の会社の事業に関する進展、業績、および状況の根拠となる重要なトレンドとその諸要因
- (d) 会社の将来の進展、業績、および状況に確実に影響を与える重要なトレンドとその諸要因

これらは会社で採用された戦略、およびその戦略が成功する可能性を査定する上で構成員を支援するように作成されねばならない。」

#### ＜他の一般要件＞

第7ZA付則第2条は他の一般要件としてある種の情報をOFRに含めることを要求する。

「第2条 OFRは以下の項目を含めなければならない。

- (a) 会社の事業、目標、および戦略のステートメント
- (b) 会社が利用可能な諸資源の記述
- (c) 会社が直面するリスクと不確実性の記述、および
- (d) 会社の資本構成、資金運用方針と目的、および流動性の記述」

#### ＜特別項目の詳細＞

第7ZA付則第3条は「特別項目の詳細」を設定する。

#### 「第3条

- (1) 第1条、第2条の一般要件を遵守する上で必要な範囲において、このレビューは第4条～第6条を遵守しなければならない。
- (2) このOFRが第4条、第5条で述べる各種の情報と分析を含まない場合、このレビューは含めない情報や分析の種類について述べなければならない。」

この「必要な範囲」の用語はEU会社法現代化指令で採用されたものである。ここでは、第1条と第2条の一般要件を遵守する上で必要な範囲で以下の第4条～第6条の特別項目を含めることを定めている。なお、この付則は取締役が必要な範囲に含めるべき特別項目を包括的に設定するものではない。第4条～第6条は以下のように特別項目の内容を定めている。なお、特別項目を含めない場合はその情報や分析について述べなければならない。

#### 「第4条

- (1) OFRは以下の項目を含めなければならない。
  - (a) 環境（環境への会社事業の影響を含む）に関する情報
  - (b) 会社の従業員に関する情報、および
  - (c) 社会・地域問題に関する情報
- (2) OFRは、特に、以下の情報を含めなければならない。
  - (a) (1) で述べた領域に関する会社の方針、および
  - (b) これらの方針が首尾よく実施された範囲

第5条 OFRは以下の内容に関する情報も含めなければならない。

- (a) 会社の事業にとって重要な契約または他の協定を会社と結んだ人物、または
- (b) 構成員に保有される株式に関する構成員からの収入額または構成員へのリターン

#### 第6条

- (1) OFRは財務およびその他の重要な業績指標を用いた分析を含めなければならない。これらには環境や従業員に関する情報を含む。
- (2) “重要な業績指標”とは、会社の事業の進展、業績、または諸状況を効率的に測定

することのできる諸要因を意味する。」

## (2) 報告基準および遵守

OFR規則第11条（OFRの報告基準）は1985年会社法に第256条「会計基準」の後に第256A条「報告基準」を挿入している。この規定はOFR規定に関わる報告基準の法的根拠を示し、この報告基準の遵守をもって、規則要件の遵守に当ることを規定する。

「第11条 1985年会社法の第256条の下に条文を挿入する

### 第256A条 報告基準

- (1) “報告基準”は以下の標準報告実務書を意味する。
  - (a) OFRに関するもの、および
  - (b) 第257条(4B)において国務大臣に設定された命令により定められた機関または諸機関から公表されるもの。
- (2) 報告基準とは、この部では、会社のOFRとの関連においてその条件に準拠し、会社の諸状況またはそのOFRに適用可能なものである。
- (3) 会社の取締役が報告基準を遵守する場合またはその範囲内で、（反証される場合を除く）取締役がOFRの内容に関するこの部の要件を遵守しているものと推定される。」

この基準を設定する特定機関を設定するためには、会社（監査、調査および地域企業）2004年法第13項は報告基準の発行機関を定める制度を規定し、ASBを「報告基準（特定機関）2005年命令」(SI 2005 No.692)における機関として定めた<sup>15)</sup>。このことにより当初の構想とは異なりASBがOFR報告基準を発行する機

関となった。

第7ZA付則第8条は報告基準の遵守を要求し、離脱する場合には、その詳細と理由について述べることを義務付けている。

## 「第8条

- (a) 該当する報告基準を遵守して作成されているかどうかについて述べなければならない。
- (b) この報告基準からの離脱の詳細とその理由を含めなければならない。」

以上、ここではOFR規則におけるOFRの作成に関する部分のみを概観し、整理してみた。ここにみられるように、OFR規則は報告基準の骨格となる部分を規定し、報告基準における諸要件への法的権威を明らかにしている。このOFR規則の骨格を前提として、報告基準におけるOFRの諸要件はどのようなものか？この点を次に検討することにしたい。

## 3. 報告基準の枠組み

報告基準第1号「OFR」は、2005年5月OFRに関する報告基準として公表されたものである。OFR規則第11条は、第256A条「報告基準」を挿入して報告基準の法的根拠を明示し、この報告基準の遵守をもってOFR規則の遵守とすることを規定している。

報告基準はOFR規則要件の遵守のための開示の枠組みを提案するものである。すなわち、報告基準ではOFRに含めるべき諸事項に幅があることを想定し、OFRが実体の事業や特別状況に関する取締役分析であることを前提として、オープンで柔軟な枠組み構造を設定している。

以下では、報告基準でのOFRの開示内容を示し、報告基準におけるOFRの特徴を明らかにしたい。

### (1) 報告基準の基本構成

この報告基準はおよそ90頁に達する詳細なものであり、基準内容は大きく二つの部分から構成されている。すなわち、報告基準（50頁）と適用指針（40頁）である。なお、適用指針は報告基準の一部とは位置づけられていない。

報告基準は、以下の表2に示すように、報告基準の目的および1985年会社法（OFR規則）の遵守を前提として、上場会社およびOFRを作成する実体の取締役を対象範囲とし、OFRの作成において遵守すべき作成原則を提示するものである。その前提の下に、OFRに含めるべき開示

のキーとなる諸項目の枠組みを設定する。開示の枠組みでは、以下表3に示すように、OFRの目的および一般要件に合致させる重要な開示要因と特定項目の詳細について設定している。また取締役が検討すべき重要な業績指標およびその他の業績指標の開示要件を設定している。

適用指針は報告基準の一部とは位置づけられていないが、報告基準で設定される重要な開示要因、並びに重要な業績指標の開示内容について解説するものである。また、各分類に掲載される適用指針の諸事例は、表4に示すように、

表2 報告基準の構成

内容	項
目的	1
1985年会社法(OFR)の遵守	2
範囲	3
諸定義	4
諸原則	5-26
開示の枠組み(Disclosure Framework)	27-76
重要な業績指標(Key Performance Indicators)	77-79
他の業績指標(Other Performance Indicators)	80
深刻な損害(Seriously Prejudicial)	81
発効日	82
遵守の声明書(Statement of Compliance)	83

表3 開示の枠組みの構成

内容	項
開示の枠組み	27-28
特定事項の詳細	29-31
事業の内容、目的、および戦略	32-44
現在と将来の進展と業績	45-51
諸資源	52-53
主要なリスクと不確実性	54-58
相互関係	59-61
財務状況	62-76

表4 適用指針における重要な業績指標の諸事例

事例番号	重要な業績指標	テーマ分類
1	使用総資本収益率(Return on Capital employed)	内容、目標、戦略
2	経済的利益(Economic profit)	内容、目標、戦略
3	市場シェア	内容、目標、戦略
4	顧客単位平均収益率	進展、業績、状況
5	登録顧客数(Number of subscribers)	進展、業績、状況
6	売場面積単位売上高	進展、業績、状況
7	新製品の収益率	進展、業績、状況
8	顧客単位販売製品数	進展、業績、状況
9	開発パイプライン別製品数	進展、業績、状況
10	製造単位別コスト	進展、業績、状況
11	顧客継続(Customer churn)	実体と契約を結ぶ人物
12	環境への流出年数(Environmental spillage)	環境
13	CO <sub>2</sub> 排出物	環境
14	廃棄物	環境
15	従業員のモラル	従業員
16	従業員の健康と安全	従業員
17	サプライチェーンにおける社会的リスクの監視	地域、社会
18	騒音被害(Noise infringements)	地域、社会
19	貯蔵品(Reserves)	他の資源
20	市場リスク	他の事業リスク
21	事業継続管理	他の事業リスク
22	経済的資本(Economic capital)	財務状況
23	現金転換率	財務状況

重要な業績指標の事例を示すものではあるが、重要な業績指標の典型を示すことを意図するものではない。

## (2) OFRの作成原則

「報告基準」は、この報告基準の目的と1985年会社法（OFR規則）の遵守を前提として、上場会社およびOFRを作成する実体に対象範囲を

限定し、OFR作成する上で遵守すべきOFR原則を提示している。以下ではOFRの作成原則として7つの原則を紹介し、その特徴を抽出することにしたい。

### <第1原則—取締役の視点の重視>

第1原則はOFRでは取締役の視点を重視することを強調している。「OFRは取締役会の視点

からの事業の分析を試みなければならない (para.5)。」このことはOFRに事業の取締役の視点を反映させることを意図するものであり、連結の場合には実体および子企業の経営に関する情報の開示を求めるものである。OFRはグループ全体の視点から実体とその子企業における重要事項の強調を想定している (para.6)。

#### ＜第2原則－構成員の目的適合性＞

第2原則は構成員（主に株主）の目的適合性に焦点を当てている。「OFRは構成員の利害関係における目的適合性のある事項に集中しなければならない (para.7)。」すなわち、取締役がOFRに含める情報を検討する場合には構成員（主に株主）の利害関係を最優先すべきであることを意図している。OFR情報は当然のごとく構成員以外の投資家、潜在的投資家、債権者、顧客、サプライヤー、従業員および社会全体に対して目的適合性のある情報であることも重要がある。しかしながら、OFRは利害関係者団体への他の報告書（環境報告書やCSR報告書など）に代わるものではないことを指摘する (para.8)。

#### ＜第3原則－将来予測指向＞

第3原則はOFRが構成員の評価目的で将来予測指向をもつ必要性を指摘する。すなわち、「現在と将来における事業の業績または長期事業目的達成の進捗度など、構成員が評価するために目的適合性のあるトレンドまたは諸要因などを識別するように、OFRは将来予測指向を持たねばならない (para.9)。」これは評価目的でのOFRにおける将来予測情報の必要性を強調するものである。取締役はOFRの将来予測情報については注意深く取扱う旨の記述を含める必要があるかもしれない (para.11)。

#### ＜第4原則－財務情報の完全性＞

第4原則はOFRによる財務情報の完全性を強調する。すなわち「OFRは全体として会社の開示を拡張するために、財務諸表を補強すると同時に完全にしなければならない (para.14)。」この場合、財務諸表を完全にするには、OFRが財務諸表では報告されないものの取締役が過去の結果に関する構成員評価や将来予測の査定のために目的適合性があると判断する事業とその業績に関する有効な財務情報および非財務情報を提供しなければならない (para.15)。

#### ＜第5原則－包括性、理解可能性＞

第5原則はOFR情報の包括性とその理解可能性を強調するものである。すなわち、「OFRは包括的なものであって、また理解可能なものでなければならない (para.17)。」OFR情報の包括性はOFRが全ての事項を含めることを意味しない。その目的は質の問題であって、量の問題ではない (para.19)。取締役は理解可能性を担保するためにOFR情報の根拠となる証拠を検討し、また全ての構成員が情報の信頼性を査定できるよう、情報の源泉およびその客観的の度合いについて説明しなければならない (para.20)。

#### ＜第6原則－中立性と公平性＞

第6原則はOFR情報における平衡感覚と中立性を強調するものである。すなわち、「OFRは平衡感覚を保ち中立なものでなければならない。またこれは良いことも悪いことも公平に取り扱わなければならない (para.23)。」この観点から取締役はOFRが平衡感覚を保ち、構成員が望ましくない情報の削除による誤導を防御しなければならない (para.24)。

#### ＜第7原則－期間比較可能性＞

第7原則はOFRにおける期間比較可能性の重

視を指摘するものである。すなわち、「OFRは期間比較可能なものでなければならない (para. 25)。」OFR情報開示では構成員（主に株主）が前年度の類似情報について期間比較可能性を担保することの重要性を強調するものである。比較可能性は将来の会計期間における主要なトレンドと諸要因、または分析の識別を可能にするものである。

以上のように、OFR作成において遵守されるべき基本原則の諸項目を概観した。OFRは取締役の視点から構成員（主に株主）を開示対象と想定した目的適合性のある情報を開示するものである。そのためにOFRにおける将来指向の予測情報の重要性を強調している。また財務諸表の完全性の観点から目的適合性のある財務・非財務情報による開示拡充を主張するのである。OFRの開示内容における重要な属性として「包括性と理解可能性」、「中立性と公平性」および「期間比較可能性」を設定している。

### （3）OFR開示の枠組み

報告基準は上記の作成原則に則ってOFR開示の枠組みを設定している。以下ではこの枠組みの内容について紹介し、この枠組みの意図するOFR開示情報の全体像を明らかにしたい。

開示の枠組みは、表2に示されるように、報告基準の第28項から第76項において詳述されている。この枠組みの性格とその目的については第27項で以下のように記述されている。「この枠組みはひとつの雛形(a template)ではないし、第28項の諸要素はOFRに含めるべき項目として採用されるべきものでもない。ここでの目的はOFRで記述すべき重要な内容に関する諸要素を設定することにある。まさに、取締役こそが、ある状況を前提として、重要な諸要因との関係における開示の詳細なレベルを含めたOFR

とその内容を構成するために、この枠組みをいかに最善の方法で活用すべきかを検討する。」すなわち、この枠組みの目的はまさに検討すべきOFR開示の内容を設定するものであって、単にOFRに含めるべき項目の雛形を提供することが目的ではない。以下に示される開示内容はそのように検討されねばならない。

#### ＜重要な諸要因＞

第28項は、第7ZA付則第1条と第2条を前提として、OFRにおける重要な諸要因の枠組みを定めている。この重要な諸要因の枠組みの範囲内で、OFRの内容をいかに決定するかは取締役の判断に委ねられている。

「28 OFRは、実体によって採用された戦略およびその戦略の成功可能性を査定するために構成員を援助するような情報を提供しなければならない。これを達成するために必要な開示の枠組みでの重要な諸要因とは以下の諸項目である。

- (a) 事業の内容、活動する市場、競争、規制環境などの記述を含む、実体の目標、および戦略
- (b) 当年度および将来における事業の進展と業績
- (c) 実体の長期的価値に影響する諸資源、主要なリスクと不確実性、および相互関係
- (d) 当年度と将来における事業の諸状況（実体の資本構成、財務方針と目標、および流動性などの記述を含む）」

#### ＜特定事項の詳細＞

第29項から第31項は、第7ZA付則第3条から第5条を前提として、第28項の諸要件と合致させる上で必要な範囲で含めるべき情報内容の枠組みを提供している。なお、この枠組みが遵

守されない場合には、その事実を述べなければならぬ。

「29 第28項で設定した諸要件と合致させるため必要な範囲で、OFRには以下の情報を含めなければならない。

- (a) 環境に関する事項（環境への実体の事業の影響を含む）
- (b) 実体の従業員
- (c) 社会・地域の問題
- (d) 実体が契約を結んだ人物、または実体の事業にとって重要な他の協定
- (e) 構成員に保有される株式に関して実体の構成員からの収入とリターン
- (f) 取締役が目的適合性あると考えるその他の全ての事項

30 第29項(a)～(c)の項目については、特に以下の項目を含めなければならない。

- (a) 述べた領域に関する実体の方針
- (b) これらの方針が首尾よく実施された範囲

31 OFRが第29項 (a) ~ (e) と第30項で述べた情報や分析を含まない場合、これらの情報や分析のうちいずれを含めていいかについて述べなければならない。」

#### ＜重要な業績指標＞

第40項、第41項は、第28項の諸要件と合致させるために必要な範囲において、目標の進展を査定するために、財務・非財務の重要な業績指標の採用を求めている。この「報告基準」は重要な業績指標を以下のように定義している。「実体の事業の発展、業績、状況を効率的に測定できる上で参照される諸要因である。これらは実体の顕著な成功要因を反映し、ある目標または諸目標の達成度を開示する数値尺度である

(para. 4)。」しかしながら、報告基準では重要な業績指標の内容と数量を詳細に規定するのではなく、取締役の判断によって決定するアプローチを採用した。

「40 第28項で設定された諸要件に合致するため必要な範囲において、述べられた目標の進展を査定するために、OFRは取締役によって採用された財務・非財務の重要な業績指標を含めなければならない。

41 開示された重要な業績指標は、取締役が戦略伝達の測定と事業の運営において効果的に判断できるものでなければならない。重要な業績指標を採用する定期測定は、実体が業績目標を設定・伝達すること、またその業績目標を達成したか否かを測定することを可能にするだろう。」

重要な業績指標については第77項から第79項に規定されるのみである。ここでは示されることは重要な業績指標が構成員に理解可能な情報であるという性格を規定し、開示要件を列挙するのみである。ここにも「報告基準」における取締役の判断を求める基本方針が貫かれている。

「77 実体は、OFRに開示される重要な業績指標を構成員に理解できるように情報を提供しなければならない。

78 OFRに開示される重要な業績指標について  
・その定義と計算方法を解説しなければならない。  
・その目的は解説しなければならない。  
・その根拠となる資料の源泉を開示し、適切であれば、仮定を解説しなければならない。  
・将来目標の数値またはコメントを提供しな

ければならない。

- ・財務諸表の情報をOFRに含めるため修正する場合、その事実を強調して調整しなければならない。
- ・利用可能な場合、前年度の比較数値を開示しなければならない。
- ・重要な業績指標の変更を開示し、前年度との比較で採用される計算方法は財務諸表で採用される根拠となる会計方針の重要な変更を含め、区別して解説しなければならない。」

#### <その他の業績指標>

第80項は重要な業績指標以外の数値尺度を認めて、その開示項目を設定している。これは重要な業績指標に比べて、開示要件について簡略化されている。その他の業績指標が重要な業績指標の普及の呼び水として機能することを期待されている。

「80 重要な業績指標以外の数値尺度が含まれる場合、OFRは以下の項目を開示しなければならない。

- ・その定義とその計算方法
- ・利用できる場合、前年度の比較数値」

#### <深刻な損害>

第81項は取締役の判断で深刻な損害となる場合、将来予測情報の非開示を認めるものである。これは例外的に深刻な損害が予想される場合を認め、それ以外の将来予測情報の開示を促進することを期待するものである。

「81 この事項を市場に伝達する現行実務と合わせて、取締役の意見において、開示が実体の利害関係上の深刻な損害となる場合には、報告基準は進展の障害に関する情報または交渉過程に関する情報の開示を要求していない。」

以上、開示の枠組みについて詳細に検討を進めてきた。簡単にまとめてみよう。開示の枠組みの目的はOFRで記述すべき内容に関する重要な諸要素を設定することにある。開示の枠組みは、OFRの開示の決定、およびいかに活用すべきかについては取締役の判断に任されるものであるとの前提で設定されている。この枠組みの目的は取締役によって検討されるべきOFRの枠組みを設定するものであって、単にOFRに含めるべき諸項目の雛形を提供することが目的ではない。このような前提のもとに、OFRの目的および特定事項の詳細が設定されている。また、OFRの目的と合致させるために必要な範囲で、目標の進展を査定する上で財務および非財務の重要な業績指標の採用が求められている。しかしながら、報告基準は重要な業績指標の内容および数量を詳細に規定するものではない。あくまでも、採用すべき重要な業績指標は取締役の判断によるものとされる。報告基準は重要な業績指標に関する必要事項を列挙するのみである。取締役の判断材料として適用指針の解説事例が提供されている。また、その他の業績指標および深刻な損害の項目は、それぞれ将来予測情報に関する情報開示を促進する役割を担うものである。

#### おわりに

英国のOFRは年次報告書に含まれる記述型の情報であり、取締役の判断による将来予測指向の事業分析情報である。OFRの目的は株主に事業戦略やその戦略の成功可能性などを査定できる情報を提供することにある。

OFRは90年代当時の英国におけるコーポレート・ガバナンスの議論から提案されたものである。現代的会社法への法改正作業を通じて検討が進められ、証券市場における国際化の影響を

受け、国際会計基準との調整を目的としたEU現代化指令の国内法化の一部としてOFRが法制化されるという道筋をたどってきた。

本稿ではOFRの作成に関する部分のみを概観し、検討した。OFR規則は報告基準の骨格となる部分を規定し、報告基準における諸要件への法的権威を明らかにするものである。OFRの内容については報告基準を遵守することでOFR規則に準拠するものとなっている。

報告基準はOFR作成の「諸原則」と「開示の枠組み」の二つの部分から構成される。「諸原則」では作成上の諸原則を提案している。すなわち、OFRにおいては取締役の視点を重視し、構成員（主に株主）を対象とする目的適合性のある情報を開示するものとする。この前提において、OFRにおける将来指向の予測情報の重要性を強調する。また財務諸表における完全性の観点から目的適合性のある財務および非財務情報による開示情報の拡充を主張するのである。OFRの重要な属性として「包括性と理解可能性」、「中立性と公平性」および「期間比較可能性」が位置づけられている。また「開示の枠組み」はこのようなOFRの作成に当って判断すべき情報内容の枠組みを提供するものである。この枠組みは単にOFRに含めるべき諸項目の雛形を提供することが目的ではない。このような前提のもとに、OFRの目的および特定事項の詳細が設定されている。また、財務および非財務の重要な業績指標の採用が求められている。

OFRは伝統的な財務諸表の枠組みでは捕らえきれない諸問題への解決策として、コーポレート・ガバナンスの視点から提案されるものである。2006年4月以降から報告基準を遵守したOFRが公表されることになる。OFRの英国企業への影響とそのことからもたらされる事態に注目していきたい。

#### 〈注〉

- 1) ASB ,*Statement by ASB :Operating and financial review* ,July 1993.
- 2) Deloitte ,*From carrots to sticks A survey of narrative reporting in annual reports* ,2003.
- 3) *The Companies Act 1985(Operating and Financial Review and Directors' Report etc.) Regulations 2005(Statutory Instrument 2005 No.1011)*, March 2005.
- 4) ASB ,*Reporting Standard 1:Operating and financial review* ,May 2005.
- 5) The Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance ,*Report of the Committee of the Financial Aspects of Corporate Governance* ,1992.
- 6) DTI ,*Modern Company Law for a Competitive Economy* ,March 1998.
- 7) DTI ,*Modern Company Law for a Competitive Economy :The Strategic Framework* URN 99/654 ,February 1999.
- 8) DTI ,*Modern Company Law for a Competitive Economy :Developing the Framework* URN 00/656 ,March 2000.
- 9) DTI ,*Modern Company Law for a Competitive Economy :Completing the structure* URN 00/1335 ,November 2000.
- 10) DTI ,*Modern Company Law for a Competitive Economy :Final Report* URN 01/942 ,July 2001.
- 11) DTI ,*Modernising Company Law :White Paper*(Cmm5553-1) ,July 2002.
- 12) DTI ,*Draft Regulation on the Operating and Directors' Report :Consultative documents* ,May 2004.
- 13) Directive 2003/51/EC.
- 14) The Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c.27) section 13 ,November 2004.
- 15) *The Reporting Standards (Specified Body) Order 2005(Statutory Instrument 2005 No.692)* ,March 2005.